

緊急通報システムのご案内

笠松町では、自宅内での急病・事故の緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者などの方のご自宅に設置する「緊急通報装置」の貸出しを行っています。

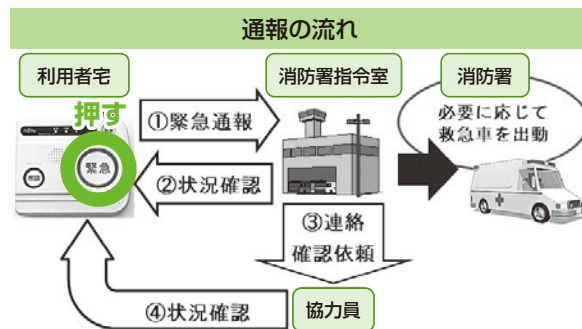
申請には、事前に民生委員の見守り対象となる「在宅ひとり暮らし高齢者」の登録が必要です。お住まいの地域の民生委員へご相談ください。

対象者

笠松町に住所がある方で、

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ②ひとり暮らしの重度身体障がい者
- ③寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯



☎福祉子ども課 ☎388-1116

笠松町障がい者総合支援プランを策定しました

地域共生社会の実現のため、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体化し、令和3年度を初年度とした「笠松町障がい者総合支援プラン」を策定しました。

基本理念:すべての人が自分の可能性を発揮できる地域共生社会を目指して

基本理念のもと、3つの施策目標を定め、現在問題となっている「親なき後問題」「伴走型支援」「保健・医療・福祉・保育・教育の切れ目ない支援」「防災対策」などに取り組んでいきます。

施策目標1 地域全体での福祉の増進

- ・福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実
- ・地域活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりの推進

施策目標2 社会参加できる支援の実現

- ・就労支援や一般就労に向けた支援の推進
- ・雇用促進や就労支援に向けた取組の推進



施策目標3 日常生活を支える福祉、保健及び医療の充実

- ・きめ細かな相談支援体制の構築、福祉サービスの量的・質的な充実、福祉的支援体制の構築
- ・保健・医療サービス、リハビリテーションなどの提供体制の充実

※計画は、町ホームページや役場1階行政情報資料コーナーで閲覧できます。



何かお困りごとはありませんか。
どんなことでも構いません。お気軽にご相談ください。



☎福祉子ども課 ☎388-1116